続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法 二　書面を交付する方法	（略）	第七十二条の四第二項	
（略）	（略）	第七十一条第三項	準用する。
（略）	（略）	第七十一条第三項及び第四項	準用する。この場合において、「第一項第二号に規定する老齢年金給付及び一時金たる給付の額及び第二項第二号に規定する基金脱退一時金相当額又は脱退一時金相当額」とあるのは、「第七十二条の四第一項第二号に規定する残余財産の額」と読み替えるものとする。

	（略）	第七十二条の四第二項	
（略）	（略）	法第百六十二条第四項において準用する法第百六十条第七項	（新設）
（略）	（新設）	平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第四項において準用する改正前厚生年金保険法第百六十条第七項又は平成二十五年改正法附則第四十三条第六項若しくは第四十四条第五項において準用する平成二十五年改正法附則第四十二条第六項	（新設）